

公 告

分任契約担当
陸上自衛隊那覇駐屯地
第430会計隊長 藤井 大樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号 5S7Y1CS00020		調 達 要 求 番 号 5SXC1AB0001 0001		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
品名 または 件名 阿波根宿舎 (R7) エレベーター保守点検役務 ほか3件							
部品番号 または 規格 仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所 各地				引 渡 場 所 各地			
搬 入 場 所 各地				納 期 または 工 期 令和8年3月31日 (火)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊契約班、西部方面隊ホームページに掲載

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和7年3月12日 (水) 10時00分 第430会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度及び令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供」で九州・沖縄地区の資格を有するものであり、D等級以上格付けされているものであること。また全省庁統一資格を申請中の場合は、申請中の旨を証明できる者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 公告の提示場所：西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
陸上自衛隊那覇駐屯地

3 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊那覇駐屯地 第430会計隊契約班、西部方面隊ホームページ

4 落札決定方法

- (1) 予定価格の範囲以内であり、最低の価格を見積もった者を落札者とする。
- (2) 品目別総額（消費税抜き）により決定する。（同価の場合は抽選により決定する。）
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札書の氏名が不鮮明で判別し難い入札
- (3) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (4) 電話、ファクシミリ、電報等による入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

7 契約書等の作成

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項
 - ア 「役務請負契約条項」
 - イ 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - ウ 「暴力団排除に関する特約条項」
 - エ 「部分払いに関する特約条項」

8 その他

- (1) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
- (2) 入札参加を希望する者は、令和7年3月10日（月）17時00分までに資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）及び市場価格調査書を提出（FAX可）すること。
- (3) 入札に関する委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。
- (4) 入札書を郵便等により提出する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に封緘し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「（入札日時及び入札件名）入札書在中」と朱書きして担当者の責により令和7年3月11日（火）17時00分までに必着となるよう送達すること。
この際、送達した旨の連絡を担当者へ行うこと。
- (5) 不調となり再度入札を行う場合については別途日時を指定する。

9 入札に関する問い合わせ先

〒901-0142

沖縄県那覇市鏡水679番地

陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊契約班（担当：上村）

TEL 098-857-1155（内線2404）

FAX 098-857-1167

10 仕様書の内容に関する問い合わせ先










〒901-0142

沖縄県那覇市鏡水679番地

陸上自衛隊那覇駐屯地 那覇駐屯地業務隊 営繕班（担当：上地）

TEL 098-857-1155（内線3040）

阿波根宿舎(R7)エレベーター保守点検役務

件名	阿波根宿舎(R7)エレベーター保守点検役務						図面番号	1/4
図名	表紙						作成年月日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	管財係長	工事企画主任	管財係	工事企画係	作成者
								
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科							

仕 様 書

1 総 則

本仕様書は、阿波根宿舎 (R7) エレベーター保守点検について適用する。

2 場 所

沖縄県糸満市字阿波根 1 5 3 0 陸上自衛隊那覇駐屯地 阿波根宿舎

3 概 要

保守点検機器は下記のとおりとする

設置場所	規格等	数 量	備 考
阿波根宿舎 1号棟(1号機)	日本オーチスエレベーター(株) 乗用 (6 0 0 k g) 停止箇所7箇所 (1~7階) 交流可変電圧可変周波数制御方式	1 台	地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 車椅子仕様
阿波根宿舎 1号棟(2号機) 2号棟	日本オーチスエレベーター(株) 人荷用 (1, 0 0 0 k g) 停止箇所7箇所 (1~7階) 交流可変電圧可変周波数制御方式	2 台	

4 履行期間

令和7年4月1日~令和8年3月31日まで

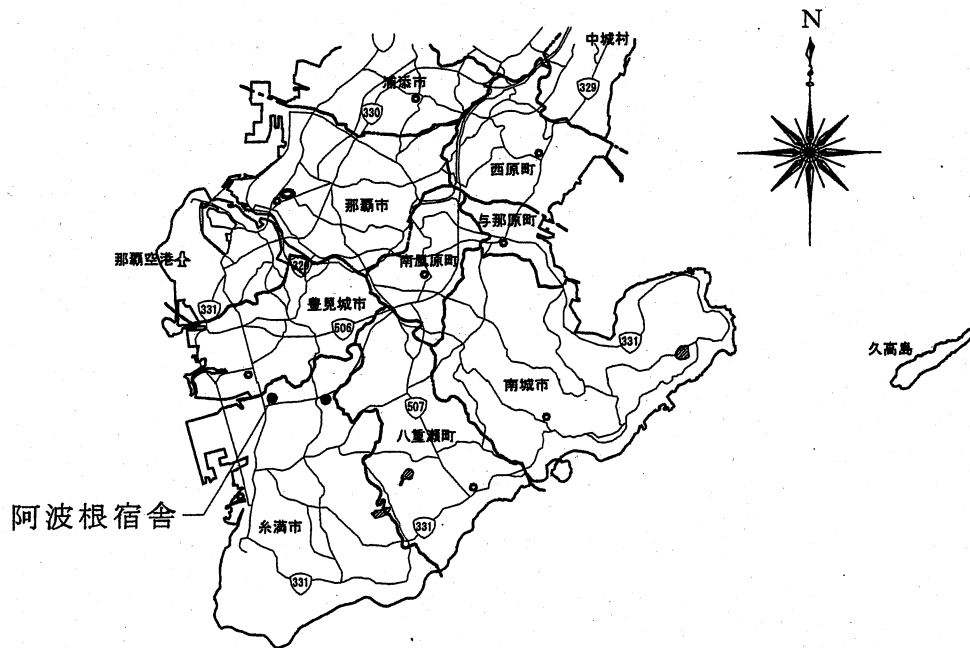
5 点検内容

- (1) 定期点検 : 12回/年 (FM契約)
- (2) 法定検査 : 1回/年 (建築基準法第12条検査に準ずる)

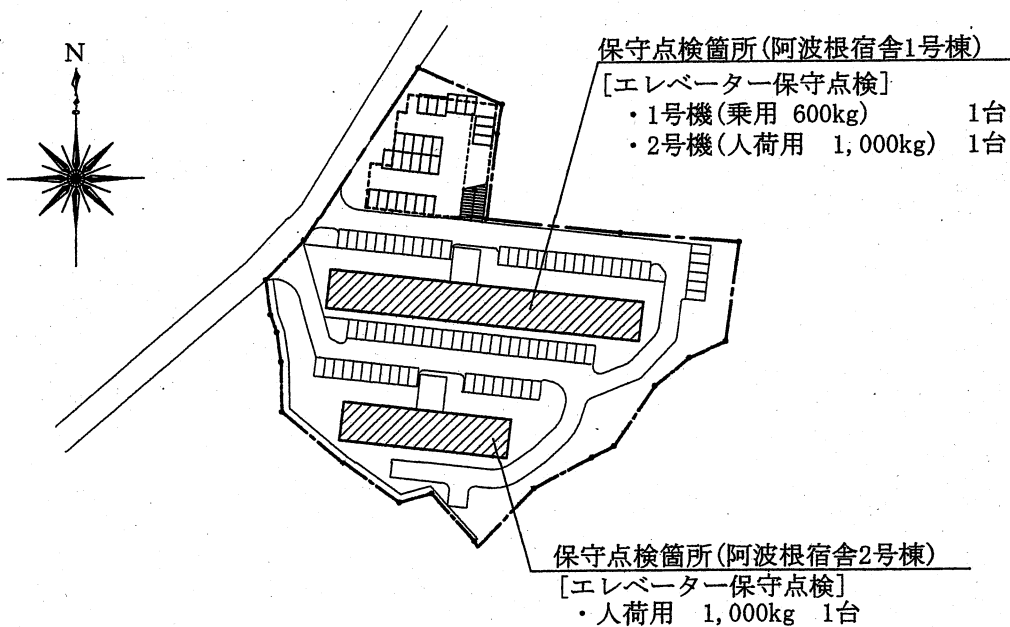
6 一般事項

- (1) 本役務は、労働安全衛生法第45条第1項、人事院規則10—4第32条第1項、建築基準法第8条、官公法第11条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(平成28年2月19日国土交通省公表)に基づく定期的な保守及び点検を実施するものとする。
- (2) 本役務は建築基準法第12条に基づく法定検査を年1回実施するものとする。
- (3) 本役務は、仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書 最新版」及び関係法規に基づき実施するものとする。
- (4) 作業実施日は、事前に監督官と調整するものとする。
- (5) 本作業に際し、既設建物等を損傷させた場合は請負者の責任・負担にて復旧するものとする。
- (6) 本役務の写真は着手・完了及び実施中を撮影し役務完了後A4判写真帳に整理して1部監督官へ提出するものとする。
- (7) 定期検査実施者は国土交通大臣の定める資格を有する者(昇降機点検資格者)が実施し、その資格の写しを提出するものとする。
- (8) 取替部品はメーカーの純正部品を使用するものとする。
- (9) 本役務で発生する修理、取替、交換等について請負者の負担するものについては、別表のとおりとする。尚、その他箇所での不具合及び請負者の責によらない事項については、監督官と協議するものとする。
- (10) 本役務での交換部品については、月毎の点検結果を提出する際に監督官へ報告するものとする。
- (11) 本仕様書及び作業内容に際し、疑義が生じた場合は監督官と協議の上実施するものとする。

件 名	阿波根宿舎(R7)エレベーター保守点検役務	図面番号	2/4
図 名	仕 様 書	作成年月日	
所 属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		











案内図 1/X



配置図 1/2,000

件名	阿波根宿舎(R7)エレベーター保守点検役務	図面番号	4/4
図名	案内図・配置図	作成年月日	
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		

賀数宿舎(R7)エレベーター保守点検役務

件名	賀数宿舎(R7)エレベーター保守点検役務						図面番号	1/4
図名	表紙						作成年月日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	管財係長	工事企画主任	管財係	工事企画係	作成者
								
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科							

仕 様 書

1 総 則

本仕様書は、賀数宿舎(R7)エレベーター保守点検について適用する。

2 場 所

沖縄県糸満市字賀数300 - 2 陸上自衛隊那覇駐屯地 賀数宿舎

3 概 要

保守点検機器は下記のとおりとする

設置場所	規 格 等	数 量	備 考
賀数宿舎 1～4号棟	(株)日立製作所 人荷用 (1, 000kg) 停止箇所7箇所 (1～7階) 交流可変電圧可変周波数制御方式	4台	地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置
賀数宿舎 5号棟	日本オーチスエレベーター(株) 乗用 (850kg) 停止箇所7箇所 (1～7階) 交流可変電圧可変周波数制御方式	1台	車椅子仕様 BGMスピーカー

4 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

5 点検内容

- (1) 定期点検：12回／年 (FM契約)
- (2) 法定検査：1回／年 (建築基準法第12条検査に準ずる)

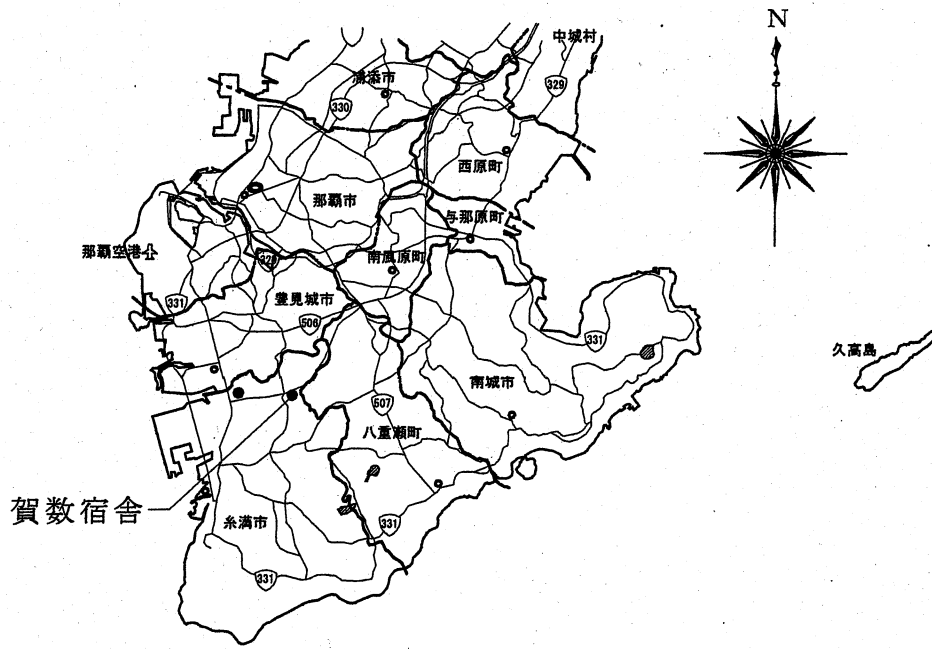
6 一般事項

- (1) 本役務は、労働安全衛生法第45条第1項、人事院規則10—4第32条第1項、建築基準法第8条、官公法第11条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(平成28年2月19日国土交通省公表)に基づく定期的な保守及び点検を実施するものとする。
- (2) 本役務は建築基準法第12条に基づく法定検査を年1回実施するものとする。
- (3) 本役務は、仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書 最新版」及び関係法規に基づき実施するものとする。
- (4) 作業実施日は、事前に監督官と調整するものとする。
- (5) 本作業に際し、既設建物等を損傷させた場合は請負者の責任・負担にて復旧するものとする。
- (6) 本役務の写真は着手・完了及び実施中を撮影し役務完了後A4判写真帳に整理して1部監督官へ提出するものとする。
- (7) 定期検査実施者は国土交通大臣の定める資格を有する者(昇降機点検資格者)が実施し、その資格の写しを提出するものとする。
- (8) 取替部品はメーカーの純正部品を使用するものとする。
- (9) 本役務で発生する修理、取替、交換等について請負者の負担するものについては、別表のとおりとする。尚、その他箇所での不具合及び請負者の責によらない事項については、監督官と協議するものとする。
- (10) 本役務での交換部品については、月毎の点検結果を提出する際に監督官へ報告するものとする。
- (11) 本仕様書及び作業内容に際し、疑義が生じた場合は監督官と協議の上実施するものとする。
- (12) 今年度1号棟エレベーター改修工事予定の為、1号棟のエレベーター保守点検は改修工事前までとする。その際は変更契約を行うものとする。

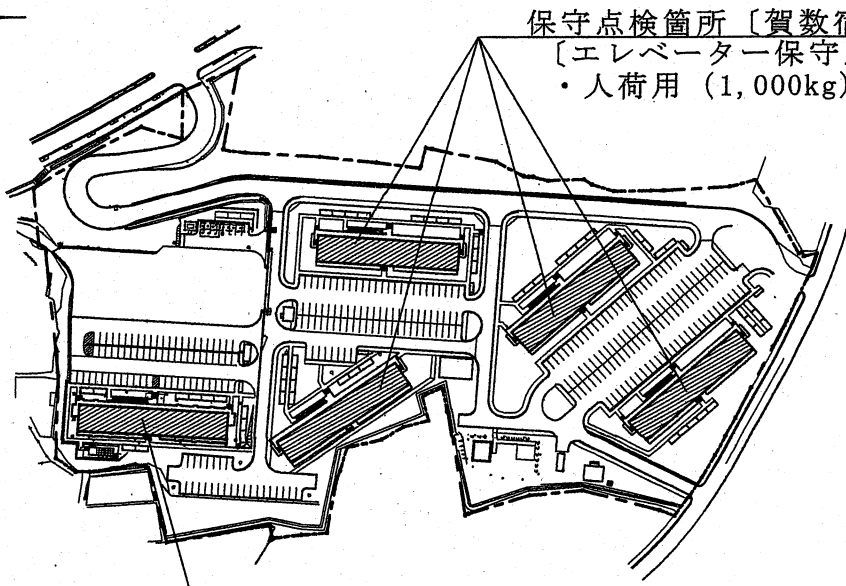
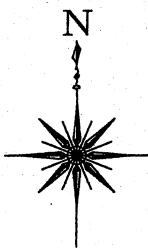
件 名	賀数宿舎(R7)エレベーター保守点検役務	図 面 番 号	2/4
図 名	仕 様 書	作成年月日	
所 属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		

機械室	制御盤 受電盤	バッテリー取替	かご上	戸の開閉装置	ドアモータ・整流子取替
		リレー取替			軸受(ベアリング)取替
		コンデンサー類取替え			はかり装置取替
		電磁接触器接点(リード線含む)取替			エンコーダ取替
		ヒューズ交換			駆動ベルト・チェーン取替
		半導体、プリント基板取替			スイッチ取替
		インバーター、コンバーター取替			歯車ユニット取替
		抵抗管取替			ギヤオイル取替
		整流器取替			補充用ギヤ油
		変圧器取替			ガイドシュー・ローラー取替
	定電圧電源装置取替	位置検出・着床装置取替			
	電動機	NFブレーカー取替	かご上機器	かご上照明ランプ交換	
		電動機巻線絶縁処理		給油器取替	
		各軸受ベアリング取替		給油器補充用油	
		エンコーダ取替	つり合いおもり	ガイドシュー・ローラー取替	
	巻上機	回転機カーボブラシ交換		給油器取替	
		軸受グリスアップ		給油器補充用油	
		ギヤ歯当り調整	乗場	乗場の戸	
		ギヤ取替			
各軸受ベアリング取替					
網車溝修正及び取替					
ギヤ油取替					
補充用ギヤ油		乗場ボタン			
オイルシール取替					
軸受グリスアップ					
防振ゴム取替	階床表示				
移動・固定接触子取替	かご・おもり吊車				
階床選択機	移動ケーブル取替	昇降機 ピット	かご吊車ベアリング取替		
	歯車ユニット取替		おもり吊車ベアリング取替・ 網車取替		
	カゴ連結スチールテープ(チェーン)取替		軸受グリスアップ		
	マグネットコイル取替		主ロープ		
	先行モーター取替		調整器ロープ		
	ブレーキシュー(ライニング)取替		調整機ロープ切詰め		
電磁ブレーキ	ブレーキ分解手入れ・オーバーホール取替		調整機ロープ取替え		
	マグネットコイル取替	つり合いロープ・鎖	つり合いロープ切詰め		
	ブレーキプランジャー・コア・ガイド取替		つり合いロープ取替え		
	軸・軸受取替	非常止め装置ロープ	非常止め装置ロープ取替え		
	ブレーキスイッチ取替	移動ケーブル	移動ケーブル取替え		
	ブレーキアーム取替	昇降機・ピット内機器	エンコーダ取替え		
调速機	軸受ベアリング取替		リミットスイッチ取替え		
	軸受グリスアップ	调速機	軸受けベアリング取替え		
	調整機本体取替		軸受けグリスアップ		
	スイッチ取替		調整機本体取替		
かご	外部への連絡装置		スイッチ取替		
	停電灯装置	インターホンバッテリー取替	テンションプーリ		
	操作盤	停電灯バッテリー取替		軸受テンションプーリベアリング取替	
		停電灯ランプ交換		軸受グリスアップ	
	階床表示	操作盤スイッチ類取替	かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ取替	
		操作盤ランプ取替		かご下プーリベアリング取替	
	かご戸	操作盤ランプ取替		軸受グリスアップ	
		階床表示ランプ交換	緩衝器	油入り緩衝器油取替	
		ドアハンガー・ローラー取替		油入り緩衝器油補充	
		連結ロープ・チェーン取替		ピット点検用照明ランプ交換	
		ドアレール取替			
		乗場戸との連結装置取替			
	換気扇	ドアシュー取替			
		換気ファン取替			
		戸閉め安全装置	アーム(レバー)取替		
			ケーブル取替		
	スイッチ取替				
	マグネット取替				
	光電装置	受光部・投光部取替			
ユニット取替					
照明	イルミネーションランプ取替				
	かご内照明ランプ取替				
かご枠	防振ゴム取替				
はかり装置	スイッチ取替				
	はかり装置取替				

件名	賀数宿舎(R7)エレベーター保守点検役務	図面番号	3/4
図名	別表	作成年月日	
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		



案内図 1/X










保守点検箇所〔賀数宿舎1~4号棟〕
 [エレベーター保守点検]
 ・人荷用 (1,000kg) 4台

保守点検箇所〔賀数宿舎5号棟〕
 [エレベーター保守点検]
 ・乗用 (850kg) 1台

配置図 1/3,000

件名	賀数宿舎(R7)エレベーター保守点検役務	図面番号	4/4
図名	案内図・配置図	作成年月日	
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		

勝連 (R7) エレベーター保守点検役務

件名	勝連 (R7) エレベーター保守点検役務						図面番号	1/4
図名	表紙						作成年月日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	管財係長	工事企画主任	工事企画係	管財係	作成者
								
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科							

仕 様 書

1 総 則

本仕様書は、勝連(R7)エレベーター保守点検について適用する。

2 場 所

沖縄県うるま市字勝連字内間仲間屋原2530 陸上自衛隊勝連分屯地

3 概 要

保守点検機器は下記のとおりとする。

設置場所	規 格 等	数 量	備 考
23号建物	AXIEZ-LINK _s 沖縄菱電ビルシステム㈱ 乗用 (750kg、11名) 停止箇所 4 箇所 (1～4 階) 可変電圧可変周波数制御方式	1 台	地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置
25号建物	RL-200S-45G4 菱電エレベータ施設㈱ 小荷物用 (200kg) 停止箇所 2 箇所 (1～2 階) インバータ速度制御方式	1 台	

4 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

5 点検内容

- (1) 定期点検：12回／年 (FM契約)
- (2) 法定検査：1回／年 (建築基準法第12条検査に準ずる)

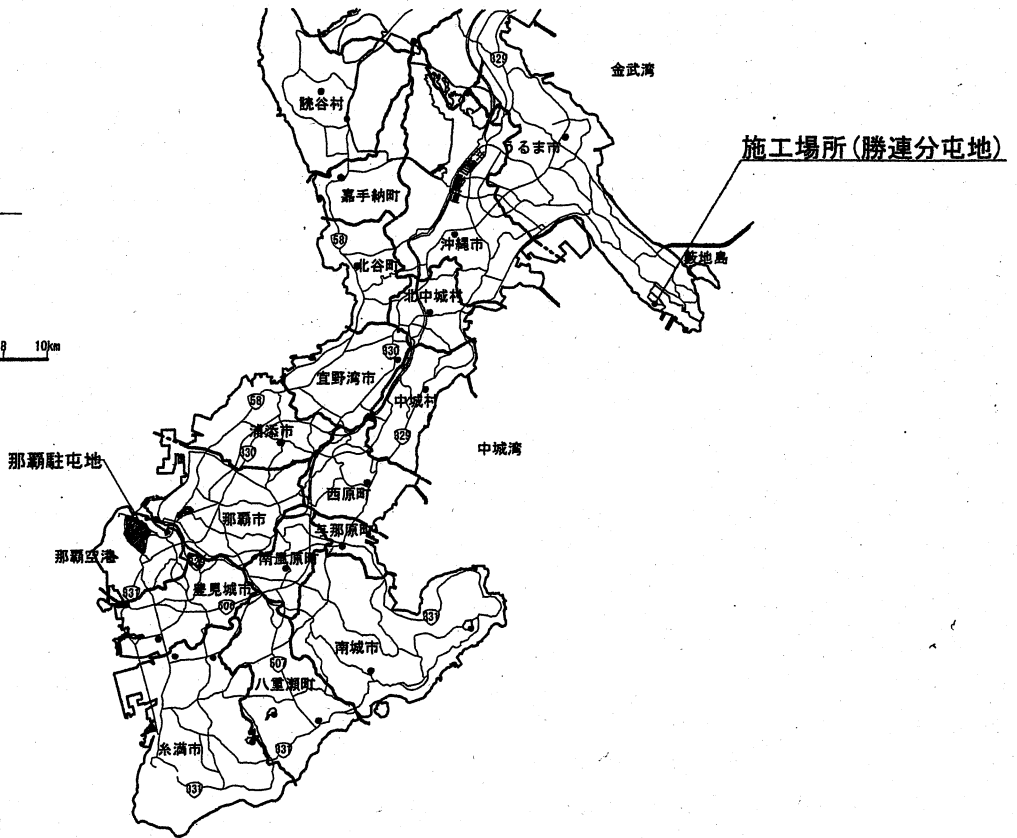
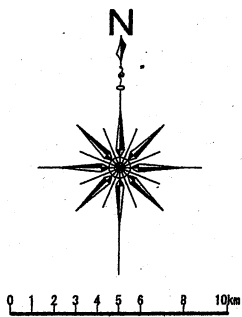
6 一般事項

- (1) 本役務は、労働安全衛生法第45条第1項、人事院規則10—4第32条第1項、建築基準法第8条、官公法第11条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(平成28年2月19日国土交通省公表)に基づく定期的な保守及び点検を実施するものとする。
- (2) 本役務は建築基準法第12条に基づく法定検査を年1回実施するものとする。
- (3) 本役務は、仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書 最新版」及び関係法規に基づき実施するものとする。
- (4) 作業実施日は、事前に監督官と調整するものとする。
- (5) 本作業に際し、既設建物等を損傷させた場合は請負者の責任・負担にて復旧するものとする。
- (6) 本役務の写真は着手・完了及び実施中を撮影し役務完了後A4判写真帳に整理して1部監督官へ提出するものとする。
- (7) 定期検査実施者は国土交通大臣の定める資格を有する者(昇降機点検資格者)が実施し、その資格の写しを提出するものとする。
- (8) 取替部品はメーカーの純正部品を使用するものとする。
- (9) 本役務で発生する修理、取替、交換等について請負者の負担するものについては、別表のとおりとする。尚、その他箇所での不具合及び請負者の責によらない事項については、監督官と協議するものとする。
- (10) 本役務での交換部品については、月毎の点検結果を提出する際に監督官へ報告するものとする。
- (11) 本仕様書及び作業内容に際し、疑義が生じた場合は監督官と協議の上実施するものとする。

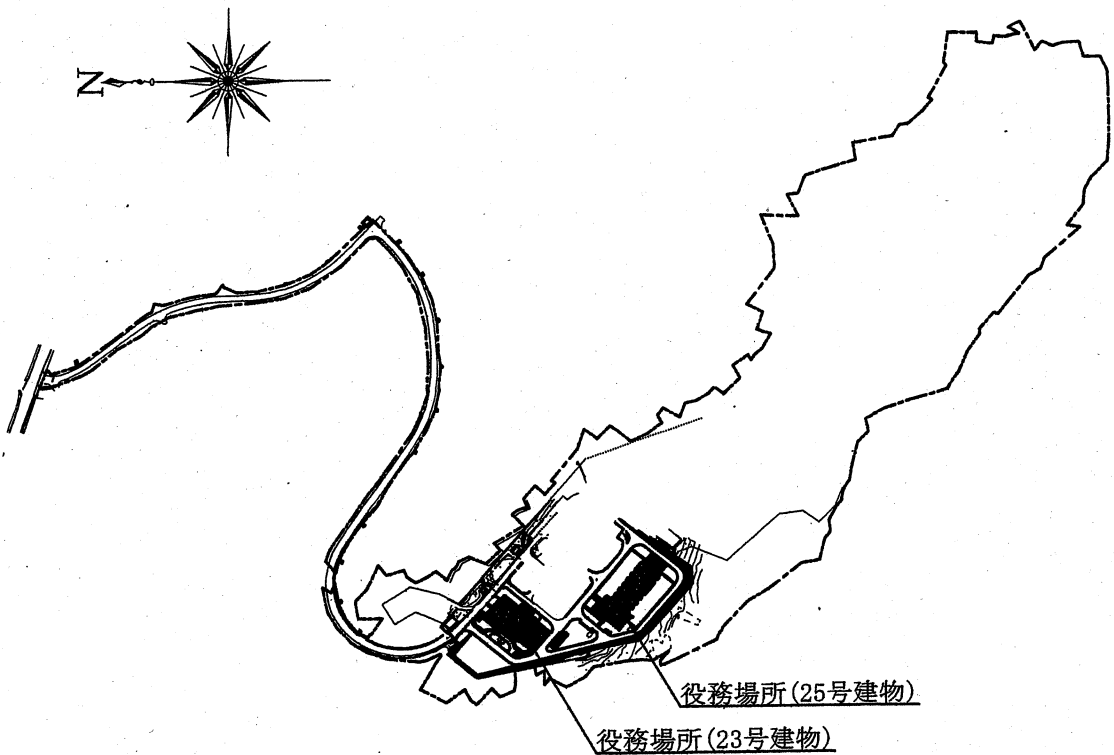
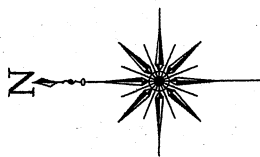
件 名	勝連(R7)エレベーター保守点検役務	図面番号	2/4
図 名	仕 様 書	作成年月日	
所 属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		

機械室	制御盤 受電盤	バッテリー取替	かご上	戸の開閉装置	ドアモータ・整流子取替
		リレー取替			軸受(ベアリング)取替
		コンデンサー類取替え			はかり装置取替
		電磁接触器接点(リード線含む)取替			エンコーダ取替
		ヒューズ交換			駆動ベルト・チェーン取替
		半導体、プリント基板取替			スイッチ取替
		インバーター、コンバーター取替			歯車ユニット取替
		抵抗管取替			ギヤオイル取替
		整流器取替			補充用ギヤ油
		変圧器取替			ガイドシュー・ローラー取替
電動機	電動機	定電圧電源装置取替	かご上機器		位置検出・着床装置取替
		NFブレーカー取替			かご上照明ランプ交換
		電動機巻線絶縁処理			給油器取替
		各軸受ベアリング取替			給油器補充用油
		エンコーダ取替			
巻上機	巻上機	回転機カーボブラシ交換	乗場	乗場の戸	ガイドシュー・ローラー取替
		軸受グリスアップ			給油器取替
		ギヤ歯当り調整			給油器補充用油
		ギヤ取替			ハンガーローラ取替
		各軸受ベアリング取替			ドアレール取替
		網車溝修正及び取替			連結ロープ・チェーン取替
		ギヤ油取替			ドアインターロックスイッチ取替
		補充用ギヤ油			かご戸との連結装置取替
		オイルシール取替			乗場ボタン
		軸受グリスアップ			押ボタンスイッチ取替
階床選択機	階床選択機	防振ゴム取替	昇降機 ピット	かご・おもり吊車	押ボタンランプ交換
		移動・固定接触子取替			階床表示ランプ交換
		移動ケーブル取替			かご吊車ベアリング取替
		歯車ユニット取替			おもり吊車ベアリング取替
		カゴ連結スチールテープ(チェーン)取替			網車取替
		マグネットコイル取替			軸受グリスアップ
		先行モーター取替			主ロープ
		ブレーキシュー(ライニング)取替			調整器ロープ
		ブレーキ分解手入れ・オーバーホール取替			調整機ロープ切詰め
		マグネットコイル取替			調整機ロープ取替え
電磁ブレーキ	電磁ブレーキ	ブレーキプランジャー・コア・ガイド取替	調整器ロープ	調整機ロープ	調整機ロープ切詰め
		軸・軸受取替			調整機ロープ取替え
		ブレーキスイッチ取替			調整機ロープ切詰め
		ブレーキアーム取替			調整機ロープ取替え
		軸受ベアリング取替			調整機ロープ切詰め
		軸受グリスアップ			調整機ロープ取替え
		調整機本体取替			調整機ロープ切詰め
		スイッチ取替			調整機ロープ取替え
		調整機本体取替			調整機ロープ切詰め
		スイッチ取替			調整機ロープ取替え
调速機	调速機	軸受ベアリング取替	调速機		調整機ロープ切詰め
		軸受グリスアップ			調整機ロープ取替え
		調整機本体取替			調整機ロープ切詰め
		スイッチ取替			調整機ロープ取替え
		軸受ベアリング取替			調整機ロープ切詰め
		軸受グリスアップ			調整機ロープ取替え
		調整機本体取替			調整機ロープ切詰め
		スイッチ取替			調整機ロープ取替え
		調整機本体取替			調整機ロープ切詰め
		スイッチ取替			調整機ロープ取替え
かご	外部への連絡装置	インターホンバッテリー取替	かご下機器		調整機ロープ切詰め
		停電灯装置			調整機ロープ取替え
		停電灯ランプ交換			調整機ロープ切詰め
		操作盤			調整機ロープ取替え
		操作盤スイッチ類取替			調整機ロープ切詰め
		操作盤ランプ取替			調整機ロープ取替え
		階床表示			調整機ロープ切詰め
		かご戸			調整機ロープ取替え
		ドアハンガー・ローラー取替			調整機ロープ切詰め
		連結ロープ・チェーン取替			調整機ロープ取替え
換気扇	戸閉め安全装置	ドアレール取替	緩衝器		油入り緩衝器油取替
		乗場戸との連結装置取替			油入り緩衝器油補充
		ドアシュー取替			ピット点検用照明ランプ交換
		換気ファン取替			
		アーム(レバー)取替			
		ケーブル取替			
		スイッチ取替			
		マグネット取替			
		受光部・投光部取替			
		ユニット取替			
照明	照明	イルミネーションランプ取替			
		かご内照明ランプ取替			
かご枠	防振ゴム取替				
はかり装置	スイッチ取替				
	はかり装置取替				

件名	勝連(R7)エレベーター保守点検役務	図面番号	3/4
図名	別表	作成年月日	
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		



案内図 S=1/Non Scale



勝連分屯地配置図 S=1/7,500

件名	勝連(R7)エレベーター保守点検役務	図面番号	4/4
図名	案内図・配置図	作成年月日	
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		

那覇 (R7) エレベーター保守点検役務

件名	那覇 (R7) エレベーター保守点検役務						図面番号	1/3
図名	表紙						作成年月日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	管財係長	工事企画主任	管財係	工事企画係	作成者
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科							

仕 様 書

1 総 則

本仕様書は、那覇(R7)エレベーター保守点検について適用する。

2 場 所

沖縄県那覇市鏡水679 陸上自衛隊那覇駐屯地 51号建物

3 概 要

保守点検機器は下記のとおりとする

設置場所	規 格 等	数 量	備 考
那覇駐屯地 補給倉庫 (51号建物)	守谷輸送機工業(株) 小荷物用エレベーター(5,000kg) 停止箇所2箇所(1~2階) MRL-5000-30-3S	1台	

4 履行期間

令和7年4月1日~令和8年3月31日まで

5 点検内容

- (1) 定期点検：12回/年(POG契約)
- (2) 法定検査：1回/年(建築基準法第12条検査に準ずる)

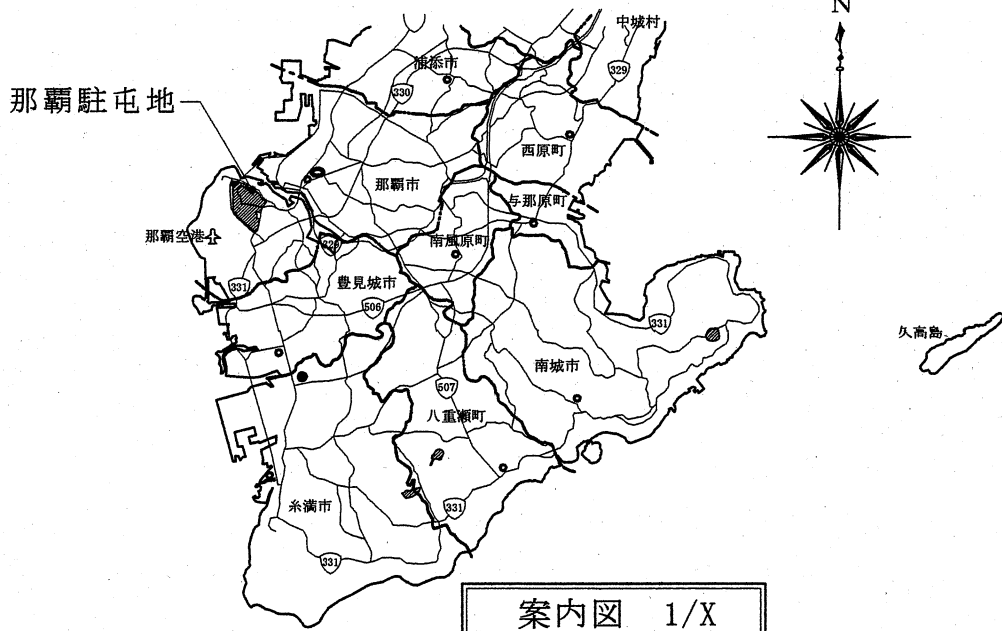
6 一般事項

- (1) 本役務は、労働安全衛生法第45条第1項、人事院規則10-4第32条第1項、建築基準法第8条、官公法第11条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(平成28年2月19日国土交通省公表)に基づく定期的な保守及び点検を実施するものとする。
- (2) 本役務は建築基準法第12条に基づく法定検査を年1回実施するものとする。
- (3) 本役務は、仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書 最新版」及び関係法規に基づき実施するものとする。
- (4) 作業実施日は、事前に監督官と調整するものとする。
- (5) 本作業に際し、既設建物等を損傷させた場合は請負者の責任・負担にて復旧するものとする。
- (6) 本役務の写真は着手・完了及び実施中を撮影し役務完了後A4判写真帳に整理して1部監督官へ提出するものとする。
- (7) 定期検査実施者は国土交通大臣の定める資格を有する者(昇降機点検資格者)が実施し、その資格の写しを提出するものとする。
- (8) 取替部品はメーカーの純正部品を使用するものとする。
- (9) 本役務で発生する修理、取替、交換等について請負者の負担するものについては、別表のとおりとする。尚、その他箇所での不具合及び請負者の責によらない事項については、監督官と協議するものとする。
- (10) 本役務での交換部品については、月毎の点検結果を提出する際に監督官へ報告するものとする。
- (11) 本役務を実施する前に年間の保守点検項目一覧表を監督官に提出するものとする。
- (12) 本仕様書及び作業内容に際し、疑義が生じた場合は監督官と協議の上実施するものとする。

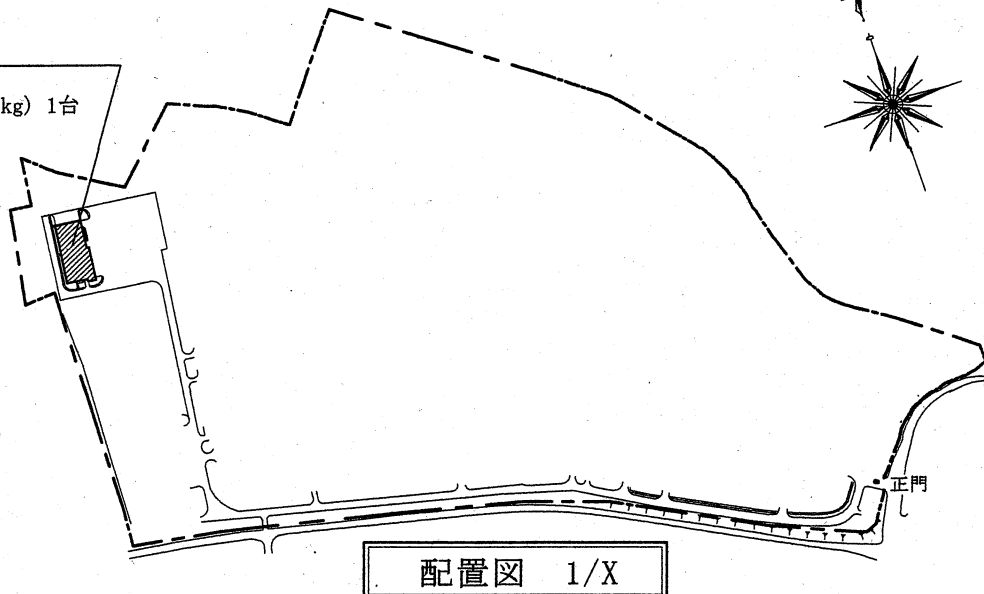
件 名	那覇(R7)エレベーター保守点検役務	図 面 番 号	2/3
図 名	仕 様 書	作 成 年 月 日	
所 属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		

別表

区分	修理等の対象	修理、取替又は交換等の項目
機械室	制御盤・受電盤	ヒューズ交換
	電動機	軸受グリスアップ
	巻上機	補充用ギヤ油 軸受グリスアップ
	調速機	軸受グリスアップ
かご	停電灯装置	停電灯ランプ交換
	操作盤	操作盤ランプ取替
	階床表示	階床表示ランプ交換
	照明	かご内照明ランプ取替
かご上	戸の開閉装置	補充用ギヤ油
	かご上機器	かご上照明ランプ交換 給油器補充用油
	つり合いおもり	給油器補充用油
乗場	乗場ボタン	押ボタンランプ交換
	階床表示	階床表示ランプ交換
昇降路 ピット	かご・おもり吊車	軸受グリスアップ
	調速機	軸受けグリスアップ
	テンションプーリ	軸受グリスアップ
	かご下機器	軸受グリスアップ



保守点検箇所(補給倉庫)
 [エレベーター保守点検]
 ・小荷物専用昇降機(5,000kg) 1台



件名	那覇(R7)エレベーター保守点検役務	図面番号	3/3
図名	仕様書	作成年月日	
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		